

電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯等に対し、**1世帯当たり3万円**を給付します。

支給対象となる世帯と手続き

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員が令和5年度
「住民税均等割非課税」
の世帯

令和5年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書の返信が必要です

● **世帯の全ての方が**、令和5年1月1日以前から神戸町にお住まいの場合
7月下旬に支給対象世帯あてに確認書を送付します。

令和5年6月1日時点で住民登録のある方の世帯に対して確認書を送付

内容を確認して、返信封筒により

返信してください。

申請が必要です

● **世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合**

給付金を受け取るには、**申請が必要です。**

【申請書の配置】健康福祉課窓口、町HP

申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に健康福祉課の窓口に、直接または郵送でご提出ください。

申請が必要です

申請期間：令和5年8月1日(火)
～11月30日(木)

申請時点で神戸町に住民登録のある方の世帯は、申請する必要があります。

【申請書の配置】健康福祉課窓口、町HP

申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に健康福祉課の窓口に、直接または郵送でご提出ください。

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村税均等割非課税水準以下であることを指します。

(一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安
単身の場合：93万円以下
母・子(1人)の場合：137.8万円以下

申請期間

令和5年8月1日(火)～11月30日(木)

(町が受理した日から2週間を目安に支給します。)

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！